

淀川水系流域委員会庶務御中

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）について、関係自治体に対する説明を過日実施しました。その中で、頂いたご意見については、平成14年3月27日の第19回淀川水系流域委員会にてご報告させていただいたところです。頂いたご意見の中に、流域委員会及び流域委員会からの提言に関すると思われるご意見がございましたので、改めて送付させていただきます。

平成15年7月10日

近畿地方整備局 河川部 河川計画課

提言に関する自治体からの意見

(回答期限：3月17日)

030711現在

番号	府県名	日程	自治体	参加部局	回答年月日	回答
1	京都府	1月30日	京都市	下水道局	2月20日	別添-10
17	京都府	1月22日	南山城村		2月12日	別添-11
41	滋賀県	1月9日	高月町		2月19日	別添-12

平成15年2月20日

国土交通省近畿地方整備局
淀川工事事務所 調査課長 様

京都市建設局
水と緑環境部緑政課
課長 小林 義樹

「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見について

日頃は本市市政にご協力を賜りありがとうございます。
さて、上記について下記のとおり意見を申し上げます。

記

○桂川の高水敷における公園利用について

京都市では、昭和40年の国民健康体力増強対策関係閣僚懇談会の措置事項にそって、桂川緑地488.5haの都市計画決定を昭和45～48年に行い、以来、河川事業の進捗を待って整備を進め6箇所26.3ha（平成14年3月現在）を開設いたしました。

その後、社会情勢の大きな変化の中で、今後ますます、河川の特性を活かした、流域市民のみならず、広域な市民の様々な利用がもとめられています。本市は、歴史的に高密度な土地利用が早くから進められ、大規模な用地の確保が非常に困難な状況にある一方、高齢化の進展も急速に進む等市民の健康保持要望、スポーツ・レクリエーション需要も引き続き高まっており、その要求にも答えて行かなければなりません。そのため、大規模な用地確保が困難化するなかで、その一部の用地を堤外地（高水敷）に求めなければならない状況にあります。

また同時に、都市を貫流する河川の高水敷は、震災等の災害時における避難地や避難路として、都市防災ネットワークの根幹となっております。

以上のような点から、本市では、従来の計画のように河川敷をグラウンドにするだけでなく、河川という親水空間を利用し、自然環境に触れ合え、かつ、緊急時は防災に寄与する施設としての公園緑地整備計画を具体的に推進しようと考えています。

当該計画における河川敷利用については、「本来河川以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。」としていますが、河川は流域市民の暮らしとの間で良好な関係を築きあげていかなければならないものと考えています。そのような観点から、個々の具体的な整備計画策定及び既開設区域での占用の継続にあたっては、地域の特性、周辺市民の要望等をご高配のうえ、ご理解を宜しくお願いします。

○桂川緑地西大橋右岸地区について

本市では、桂川の右岸で京都西大橋（国道9号線）付近に、前記都市計画緑地の一部区域約22haで施設整備を計画しています。この地区については、平成11年に国土庁から「古都京都の防災施設としての水と緑の空間整備」として、地域戦略プランの認定を受け事業の推進に努めています。また、この地区の高水敷の大部分は明治以前から民有農地として人為的な土地利用がなされてきた場所であり、現在でも農地として耕作されているため、土地権利者の意向等を調査し、防災機能を持った運動施設（グラウンド）や市民農園及び河川環境を活かした積極的な親水利用エリアを併設した都市緑地を目指しています。

河川利用の在り方については、立地特性や歴史性、並びに地域の実情等をご高配のうえ、公園緑地計画へのご理解を宜しくお願いします。

○桂川緑地上鳥羽地区（久我橋周辺）について

本市では、桂川の上鳥羽地区において、前記都市計画緑地の一部区域約14.6haで施設整備を計画し、うち約14haを運動施設として開設し、久我橋完成後に整備予定の久我橋周辺部0.60haを残すのみとなっております。

河川敷利用については、「本来河川以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。」ですが、施設整備計画の立案にあたりましては、立地特性や並びに地域の実情等をご高配のうえ、公園緑地計画へのご理解を宜しくお願いします。

○河川利用委員会（仮称）について

桂川の高水敷における公園緑地利用を図るためにも、検討中の桂川の河川利用委員会（仮称）を早急に設置し、周辺環境や地域性を考慮し、地域住民や沿川自治体等関係機関の意見を充分反映していただけるようお願いします。

* 連絡先：京都市建設局水と緑環境部緑政課

（担当・計画係・田中，坂下）

TEL 075-222-3589

FAX 075-212-8704

平成15年2月18日

京都市下水道局

淀川水系流域委員会提言（案）について

（修正案030117版）の1－5ページ、2－7ページについて以下のように変更、削除をお願いします。

● 1－5ページの下から5～6行目

原案：「また、桂川および宇治川には周辺都市から大量の下水が流入して、汚濁に一因になっている。」

修正：「また、桂川および宇治川には周辺都市の下水道未整備区域からの未処理の下水が流入して、汚濁の一因になっている。」

● 2－7ページの4～5行目

原案：「桂川では、開発地からの雨水排水、農業排水、下水処理水などによる水質汚濁の問題が顕著となっている。」

修正：「下水処理水」を削除

連絡先：京都市下水道局管路部計画課 土居（tel 075-672-7840）

1-3 淀川流域の特性

淀川流域は、それぞれ異なる特性をもつ木津川、瀬田川・宇治川、桂川、淀川本川によって構成され、流況は比較的安定している。

淀川流域は、古来より文化的・経済的に発展していた地域であり、川づくりの歴史、史跡、川にまつわる文化が豊かに存在している。現在は、流域の多くで都市化が進み、人口密度や経済的集積が高く、想定氾濫区域には多くの人口と資産が存在している。

<気候・地勢的特性>

木津川、宇治川、桂川の三川が合流し、淀川本川となって大阪湾へ注いでいる。

淀川流域は、上流に大貯水量の琵琶湖が存在することに加えて、木津川上流部は台風による雨量が多く、桂川上流部は前線性雨量の多いことが、淀川本川の流況を比較的安定したものとしている。

木津川、宇治川、桂川には、それぞれ、岩倉峡、鹿跳、保津峡という狭窄部が存在し、人々の憩いの場として親しまれる一方で、度重なる洪水氾濫により上流住民に大きな苦痛を与えてきた。

木津川はもともと土砂の流出が多い砂河川である。桂川の上流部には急峻な溪流が存在する。淀川本川は、琵琶湖の存在と支川の流出特性が異なることに加えて、瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダムによる水位管理により、流量の変動が小さい。また、淀川本川は、河川の流れの特性から、汽水域（河口～淀川大堰）、湛水域（淀川大堰～枚方大橋）、流水域（枚方大橋～三川合流点）に分けられる。

<環境的特性>

木津川は、砂河川としての水質浄化機能が高いものの、上流での各種の開発により汚濁負荷が高い。オオサンショウウオ、イタセンパラなどの貴重な生物が生息できる環境が存在する。また、河畔林も多く、河道には余裕がある区間もあり、中小洪水に対する遊水効果がある。瀬田川・宇治川には固有種ナカセコカワニナの生息環境が残され、向島地区の高水敷には広大なヨシ原が存在する。

桂川には、5世紀に築造された嵐山の一の井堰をはじめ多数の歴史的な堰が存在しているが、低落差の堰は魚類の遡上を妨げることもなく、生息環境をより豊かにしており、自然味豊かな人と川が織りなす歴史的景観を形成している。ただし、近年につくられた多数の高落差の堰は河川の連続性を阻害している。また、桂川および宇治川には周辺都市から大量の下水が流入して、汚濁の一因となっている。一方でアユモドキが生息できる環境も残されている。

淀川本川には、城北ワンド群に代表されるワンド群、十三千潟、平安時代から雅楽器の素材に利用された歴史のある鶴殿のヨシ原、近畿最大のツバメのねぐらでもある向島地区のヨシ原など、独特の自然環境が存在する。イタセンパラの生息するワンドも存在してい

<淀川流域>

木津川では、上流部での都市化の進展やダム群・ゴルフ場の建設、農業・畜産排水などによる水質汚濁が問題となっており、産業廃棄物処理施設排水による水質や底質の汚染の危険性がある。また、河床低下による取水障害が見られる。桂川では、開発地からの雨水排水、農業排水、下水処理水などによる水質汚濁の問題が顕著となっている。

淀川本川では、下水処理水の排水口と上水の取水口が隣接しており、下水処理した水を再び取水し、高度処理して上水道に用いるなどの反復利用が行われている。また、本川に流れ込む中小河川の汚濁による水質悪化が問題となっている。寝屋川、神崎川などの派川では、河川の浄化用水として淀川からの供給増の要望が強い。

<猪名川流域>

上水道の普及により猪名川流域の大半の住民は濁水被害の経験が少なく、市民の濁水への危機意識は希薄になりがちである。下流部では上水に淀川の水を用いており、猪名川の水に依存している流域人口は限られている。しかし、農業用水としての利用は依然として続いており、溜池への導水を含めて猪名川への依存度は高い。



5 南 土 第 7 7 号
平成15年 2月12日

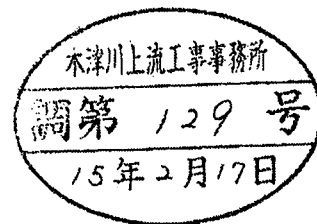
木津川上流工事事務所副所長 様

南山城村長 南山



淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料についての
意見要望について

平成15年1月30日付けで依頼がありました上記のことについて、別紙の
とおり意見書を提出します。



提言（030117版）

新たな治水の理念について

「超過洪水、自然環境を考慮した治水」とは、一定地域については、浸水を許容するという考え方と理解してさしつかえないか。もしそれならば常に被害を受ける者と受けない者とが生まれ不公平性が生じる。また現実として本村においては河川増水時避難を余儀なくされている住民がいます。この人達に「危険性の高い地域には住宅を建てない・住まないことが重要です」とのメッセージを発信する事が可能でしょうか。

利水計画のあり方

精度の高い水需要予測

利用実績に比べて過大とあるがその根拠は、各地域における利用実績に基づく結果を見ての判断なのか理解しがたい。また精度の高い予測とあるがその方法を教示願いたい。

河川利用計画のあり方

河川利用にかかわる諸権利について

このことについては提言内容について理解をします。諸権利の見直しをする場合行政区域にとらわれない対応をはかるべきではないか。

資料説明（第1原稿）

P16 第5章 7) - 2

堤防強化、2.5 kmの箇所を明示を願いたい。

P27 第5章 5. 6. 1 (7)

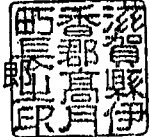
土砂利動の連続性の確保

整備によりダム直下に当る箇所についての河床高の変動をどう予測しているのか。本村における高山ダム下流名張川と伊賀川の合流地点について河川形状等の変化を伺いたい。

高地整第 125 号
平成15年 2月 19日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所長 児玉好史 殿

滋賀県高月町長 北村 又



「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に
対する意見について

平成15年1月24日付け国近整琵琶調第50号で募集のありました標題の説
明資料につきまして、下記のとおり意見致します。

記

P26～27「ダム」について

淀川水系流域委員会提言（030117番）において、「ダムは原則とし
て建設しないものとし、」と記されていますが、丹生ダムについては、地域
住民悲願であり、関係住民の同意を得て進められているものです。また、ダ
ム建設に伴う社会的環境・自然環境への影響についても十分に検討され着手
された事業です。

河川整備計画から「丹生ダム」の記載をなくすことなく、なお一層の推進
を希望致します。